条例第34号

宇和島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月１日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市印鑑条例の一部を改正する条例

宇和島市印鑑条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。

改正前	改正後
（登録印鑑の制限） 第４条　市長は、前条に規定する登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。 （１）　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民＿＿＿

（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 （１）～（６）略 ２　（略） ３　第１項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製する。 （印鑑登録証明書） 第13条　市長は、印鑑登録原票に登録されている印影について証明するものとする。 ２　前項に規定する証明は、磁気ディスクに記録された印鑑登録原票の印影 をプリンター装置により出力して作成する。 ３・４　（略）	（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 （１）～（６）略 ２　（略） ３　印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製する。この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（第13条第２項において「可視台帳」という。）を作成することができる。 （印鑑登録証明書） 第13条　市長は、印鑑登録原票に登録されている印影について証明するものとする。 ２　前項に規定する証明は、磁気ディスクに記録された印鑑登録原票の印影（可視台帳に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものを含む。）をプリンター装置により出力して作成する。 ３・４　（略）

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。